

Weekly Report

第661号
令和4年8月8日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

相続土地国庫帰属制度の創設

相続等された土地が利用されずに放置されることで、将来的に所有者不明土地となることを予防するため「相続土地国庫帰属制度」が創設され、令和5年4月27日に施行されます。

◆施行前の相続等で取得した土地も対象

相続土地国庫帰属制度は、相続等により土地を取得した相続人が法務大臣の承認を受けることで、その土地を手放して国に引き取ってもらえる制度です。

相続や遺贈によって土地の所有権を取得した相続人であれば申請することができますが、相続等以外（売買等）によって土地を取得した方などは原則として対象外となります。また、土地が共有地である場合には、相続や遺贈によって持分を取得した相続人を含む共有者全員で申請することで利用できます。

なお、施行日（令和5年4月27日）より前の相続等によって取得した土地についても対象となるため、週十年前に相続した土地でも本制度を利用することができます。

◆制度の対象となる土地は

本制度は、農地や森林であっても対象となりますが、法務大臣に土地を国庫に帰属させることについて承認を受ける必要があり、その土地が通常の管理又は処分をするに当たって過大な費用や労力が必要となる土地（*建物等がある、*土壤汚染や埋設物がある、*一定の崖がある、*担保権などが設定されている、など）に該当する場合は認められません。

なお、国庫への帰属について承認を受けた場合には、負担金（土地の性質に応じた標準的な管理費用を考慮して算出した10年分の土地管理費相当額）の納付が必要となります。

災害で会社の資産が損害を受けた場合は

今月3日からの大雨により山形県、新潟県、石川県、福井県の12市8町1村に災害救助法が適用され、災害復旧貸付やセーフティネット保証4号などの被災中小企業対策が実施されます。

災害により会社の資産が損害を受けた場合、商品や店舗などが滅失・損壊した場合の損失額や、損壊した資産の取壊し、土砂などを除去するための費用は、損金になります。

また、損傷を受けた店舗や機械などの固定資産について、原状回復のために補修などを行った場合や、被災前の状態を維持するための補強工事、排水又は土砂崩れの防止などに支出した費用も修繕費として損金になります。

国税の滞納残高は2年連続で増加

国税庁が公表した「令和3年度租税滞納状況」によると、令和3年度において発生した国税の新規滞納額は7527億円（前年度比27.2%増）と大幅に増加しました。一方、滞納整理した額も6956億円（同34.2%増）と増加しましたが、新規発生滞納額が滞納整理額を上回ったことから、国税の滞納残高は8857億円（同6.9%増）と2年連続で増加しました。

なお、新規発生滞納額を税目別にみると、消費税が3997億円と、全体の53%を占めています。